第6講 1979 年2月14日の講義 (pp. 161-96) M・フーコー『生政治の誕生』

Κ原

<今回の講義のあらすじ…>

今回もドイツ新自由主義の話の続き(「ドイツ新自由主義(Ⅲ)」)。

- 1. 新自由主義は結局のところ何ものでもない(自由主義と同じあるいはそれを再活性化させ悪化させたものに過ぎない)と思われているがそうではない。古典的自由主義と新自由主義は異なっている。古典的自由主義は介入すべきか否かが問題で、新自由主義はいかに介入をすべきかを問題としている。
- 2. 新自由主義者たちは、市場経済の形式的諸原理がいかに・どの程度一般的な統治術とかかわることができるのかを知ろうとした。 そのためには、古典的自由主義に対していくつかの変換を被らせざるを得なかった。
- 3. その変換の1つが、市場という経済的原理と自由放任という政治的原理のあいだの連結を解除し、いかに介入するかという問題であった(=統治スタイルの問題)。

現在との関係における歴史的分析の有用性一新自由主義はいかなる点において古典的自由主義と区別されるのか(pp.161-3)

● これまでの新自由主義の捉え方:新自由主義は自由主義と同じである

経済学的観点:再活性化されたアダム・スミス(自由放任)

社会学的観点:マルクス『資本論』により告発されていた商業社会そのもの(商業とスペクタクルの社会)

政治的観点:国家権力の一般化、地球規模のソルジェニーツィン(強制収容所とグラーグ)

- →新自由主義は何ものでもないという批判をずっと繰り返すことが可能
- フーコーの新自由主義の捉え方:**新自由主義は自由主義と同じではない、別の何かである**
- →今回の講義では、新自由主義とは何かについてその特異性から把握を試みる

そのようなことをする理由?:これまでと同じような批判を繰り返すことは避けなければならない。過去に関する知を現在の経験や実践に対し作用させる必要がある。

- 自由主義の問題が、市場という1つの自由な空間を1つの政治社会の内部でいかに切り取り設置できる かだったとすると、**新自由主義の問題は、いかに市場経済の諸原理を、社会一般の統治に関係づけること** ができるか?
 - →それ (新自由主義的統治術) を知るために新自由主義者は自由主義に対していくつかの変換をせざるを 得なかった

新自由主義に種別的なやり方で賭けられているもの。政治権力の包括的行使を市場経済の原理およびそこから 生じる変容にもとづいて規則づけるにはどのようにすればよいか(pp.163-

- 第1の変換:市場という経済的原理と自由放任という政治的原理の連結解除(今回)→市場は自由放任によって存在するのではなく、恒久的介入によって存在する空間に
- 第2の変換:法律システムおよび法制度における根本的変容(詳細は次回かな?)

第1の変換:市場経済と自由放任政策との連結解除 - - ウォルター・リップマン・シンポジウム(1938

年8月26日-30日) (pp.164-)

- ウォルター・リップマン・シンポジウム (1938 年): ウォルター・リップマンと、ボーダンなどの自由主義者、ドイツ、オーストリアのレプケ、リュストウ、ハイエク、フォン・ミーゼスら新自由主義者、そしてジャック・リュエフやマルジョランといった仲介者的立場の人、レイモン・アロンらが参加
 - →新自由主義に種別的で固有の諸命題が規定される

誰か「積極的自由主義」レプケ「市場の自由は、能動的かつ極めて警戒に満ちた政策を必要とする」 (『社会危機』より)オイケン「国家は経済活動の結果に責任がある」フランツ・ベーム「国家は 経済の生成を支配しなければならない」ミクシュ「この自由主義政策において、計画化政策と同じ くらい多数の経済介入が行われることは多いにありうるが、しかしそれらの介入はその本性にお いて互いに異なる」……

統治行動のスタイルの問題。①から③の3つの例(pp.164-79)

- 18-19 世紀初頭の自由主義の問題:介入できる領域と介入できない領域との分割問題
- 新自由主義の問題:いかにして介入するか(=統治スタイル)という問題

3つのポイント:①独占の問題 ②適合的経済行動の問題 ③社会政策の問題

①独占の問題

● 古典的自由主義:独占とは、資本主義体制における競争の中で自然に発生する、必然的帰結である。 競争を展開させておくときには必ず同時に独占の現象が現れ、それが制限されたり弱められたり、 あるいは極端な場合は解消される。

→競争は自分自身を除去するものであるから、独占の現象を容易にしたりそれを規定するようなメカニ ズムに対して介入しなければならない。時には経済メカニズムに対して介入しなければならない。競争 の問題を提起すると同時に、独占が競争の論理の一部をなしていることを受け入れるということになる。

● 新自由主義:独占とは、競争の論理の一部をなすものではない。 レプケ「(独占は)経済プロセスにおける異物」、自然に発生するものではない。

新自由主義者たちのその根拠(=だから独占は自然発生ではなく介入の結果なのだ)

- 1) 歴史的タイプの論拠: 独占が発生しているとしたら、それは公権力などによる介入が行われているからだ。実際、中世はマクシミリアン一世がフッガー家に与えた独占がそうだ。
- 2)法的な分析による論拠:フォン・ミーゼス「国民市場をいくつも細分化することで独占の現象 は容易になる」「保護貿易が効果的なのは、生産や外国での販売や価格のレヴェルなどを管理 できるカルテルないし独占の存在を作り出し、呼び求める限りにおいてのみである」
- 3)経済学的見地からの論拠:固定資本の必然的増加は集中と独占への傾向にとっての否定し難い 支えを構成はするが、しかしその傾向が必然的かつ不可避的に独占へ至るわけではない。集中 の最適状態から独占的最大値へ移行するには「国家、法律、裁判所、世論による支え」を受け

入れる「略奪的新封建制」が必要だ

- では、独占は何が問題なのか?実は独占自体が問題なのではない。むしろ独占が撹乱効果をもたらすのは、独占は経済を調整するメカニズム(価格)に対して影響を及ぼすからだ。独占が起こったとしても、独占価格をつけたら、すぐに独占に対して反発し、その価格の存在を利用する競争が出現するだろう。だから、独占が独占的権力を保持したいなら、独占価格ではなく競争価格やそれに近い価格を適用する必要がある。独占は競争があるかのように振る舞うだろう。そうすると独占は別に市場も撹乱しないし、価格のメカニズムも撹乱しない。だから独占は重要ではない。独占の有無は問題ではない。
- ということは、①独占の問題 から導き出される統治スタイルは…経済プロセスそのものの中には、 **介入しないことが必要だ。一方で、個人的権力や公権力が介入して独占が創出されるのを防ぐため に制度的枠組みを打ち立てる**ことは必要だ!
 - →ドイツ法制のなかに反独占の制度的枠組みが見出される(外的なプロセスに対して、介入し独占 を創出することを阻止するもの)

②適合的経済行動の問題

- 新自由主義:介入する。ただし、これには2つのやり方がある(オイケン)。
 - 1)調整的行動
 - 市場の特徴的、根本的な3つの傾向を標定し、認め、作用させておく必要がある。傾向1:コストの削減、傾向2:企業の利潤の減少への傾向、傾向3:価格の決定的かつ大規模な低下あるいは生産の改善による利潤の増大への一時的な傾向(?)
 - 市場はこれら3つを作用させておかなければならず、これが市場の調整の傾向である。
 - 市場の目的は、インフレーションの制御として理解された価格の安定が必然的な目標となる。 だから、購買力の維持や、完全雇用の維持、国際収支の均衡も、第一目標ではない。
 - 市場の調整的行動の道具(手段)は、公定歩合の創設や、対外価格上昇をとめたいなら貸越額の割引による対外貿易の実施、あるいは貯蓄、投資にはたらきかけたいなら税制の変更をするなど。レプケ「失業者とは移動中の労働者である」
 - →価格の固定や市場の一部門の支援、雇用の体系的創出、公共投資などの道具は使わない。純粋市場の道具を使わなければならない。だから、失業に対して介入すべきものはなにもない。 救うべきは価格の安定である。

2) 秩序創設的行動

- そもそも市場とは自然の所与による空間などではなく、繊細なメカニズムで、何ものも混乱させにやってこない、うまく機能する、という条件で構成されているものである
 - →介入するなら市場の存在条件、オルド自由主義者たちの言う「枠組み」に介入する
 - 例)オイケン(1952)『経済政策原理』:ドイツにおいて、農業は市場経済に統合されなかった。それは、関税保護が原因である。この関税保護によって農業人口が過剰になった。

だから、技術的介入も無用とされた。

じゃあ、市場経済のなかでヨーロッパ農業を機能させたいなら何をするべき?

→よい介入とは枠組に働きかける介入である(!)

具体的には、農業人口を減少させたり、技術的な改良を行ったり、農業従事者を育成し教育したり、法体制に介入したり、土地に関して介入したり、極端な場合は気候にも介入する(?)

- これらは全て直接的な経済的要素でもなく、市場のメカニズムそのものにかかわる要素でもない。しかし、オイケンにとってこれらは農業を市場として機能させ、農業を市場の中で機能させるための条件である。
- 経済プロセスそのもののへの統治の介入は控えめに、その枠組みである技術、科学、法、人口にかかわる所与の総体への介入は大規模なものとならなければならない。
 - →市場の秩序の組織化、競争秩序の組織化が起こる(秩序創設的行動)

③社会政策の問題

<社会政策とは何か?>

- 厚生経済学:社会政策とは、1人1人の消費財への接近を相対的に均質化することを目標とする。自由放任(野放し)の経済プロセスは、社会に不平等をもたらすので、社会政策による歯止めが必要だ →社会政策は対位法的本性を持っている
- オルド自由主義者:社会政策は歯止めになることはできない。なぜなら、調整というのは差異化の作用であって、平等(総体的均質化)を目標にすることはできない。また、調整が行われるためには、労働者と非労働者どちらも必要だし、高給と薄給も必要、価格の上下も必要。だから、社会政策は、逆に不平等を作用させておく必要がある。不平等によって社会は調整される。

<社会政策の主要な道具とは何か?>

- 厚生経済学:消費のいくつかの構成要素の社会化(社会消費、集団消費が生まれる)。あとは、家族 手当のような所得の移転によって行ったりもする。
- オルド自由主義者:社会政策の道具は上記のようなものではない。逆に民営化である。社会全体に対して個々人をリスクから守るようにという要求がなされないようになる。むしろ、**個々人がリスクを引き受け、個々人でリスクに立ち向かうことができるようにすることである**。

<経済成長と社会政策の関係>

- 厚生経済学:経済成長が大きければ大きいほど、その報い・代償として社会政策はより能動的で強力 で気前のよいものになる。
- オルド自由主義者:そうではない。**真の根本的社会政策とは、経済成長そのものだ!**(しかし、ドイツでは社会政策の抜本的プログラムは適用できなかったが、これによりアメリカの無政府資本主義が誕生することになる)
 - → 社会政策は、世界的にますます民営化される傾向へ

統治による介入の適用地点としての社会。「社会本位政策」(pp.179-182)

● 新自由主義的政策は、経済的統治ではなく、社会の統治となった(「社会学的統治」)。

「社会本位政策」の第一の側面。企業モデルにもとづく社会の形式化 (pp.182-4)

● これにより競争のダイナミズムに従属した社会となることが求められるようになった。 →基本単位が企業となり、企業の多数多様性とその差異に基づく社会を得ること、企業の形式をも つような社会の骨組みを構成すること、市場、競争、企業を社会に形を与える力とすることになっ た。「社会体の内部において、このように「企業」形式を波及させること。これこそが、新自由主義 政策に賭けられているものであると私は思います。」

第2の変換:法律システムおよび法制度における根本的変容(p.184)

● 企業のような何かが増えれば増えるほど摩擦も増え、係争も増えるので、司法による仲裁が必要になる。企業社会と司法社会は同じ一つの現象の両面である。